

## 米子市監査委員告示第2号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年2月13日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

#### 1 監査の対象

防災安全課

#### 2 監査の範囲

主として平成23年4月1日から同年10月末日までに執行された財務に関する事務

#### 3 監査期日

平成23年12月26日

#### 4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

#### 5 監査の概要

防災安全課は総務部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 防災及び災害対策の総括に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民保護に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 消防水利施設に関すること。
- (5) 水防に関すること。

- (6) 防犯協議会に関すること。
- (7) 交通安全施策の総合的推進に関すること。
- (8) 交通災害共済に関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

ただし、東日本大震災に関係する当課の業務については、監査の対象としないこととした。

なお、当課における平成23年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成23年10月末日現在）は、別表のとおりであった。

## 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を監査した結果、支出及び精算事務は適正に事務処理されていたが、現金出納簿が作成されていなかったもの及び現金出納簿に記帳されていなかったものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行命令簿において、部用自動車を本市の区域外で使用する際に必要な所管部長の許可について決裁を受けていないものがあったので、米子市部用自動車の使用に関する規程（平成17年米子市訓令第29号）及び旅行命令簿等の記載について（平成19年12月27日付け総務部長通知）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 旅行命令簿及び出張復命書において、正当決裁者を誤っているものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 補助金等の申請に係る所定の事務について、関係書類を監査した結果、補助事業に係る交付申請書の提出及び交付決定通知の受理に際し、総務部財政課長へ協議されていないものがあったので、米子市予算の

編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

オ 補助金等の収入事務について、関係書類を監査した結果、調定がされていないもの及び調定時期が誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

カ 委託契約に関する支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

キ 消防団員退職報償金及び消防団員等公務災害補償費に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ク 消防ポンプ自動車の購入に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ケ 鳥取県被災者住宅再建支援制度に係る市町村拠出金に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

コ 負担金に関する支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

サ 補助金に関する交付事務について、抽出により関係書類を監査した結果、おおむね適正に事務処理されていた。

シ 時間外勤務手当について、関係書類を監査した結果、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

## (2) 公有財産の管理事務

ア 当課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、公有財産貸付台帳が作成されていなかった。また、建物台帳副本において、建物が明細欄に記載されていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、速やかに整備すること。

イ 借り受けている土地について、現行様式の不動産借受台帳が作成されておらず、旧様式の借地台帳をそのまま使用しているものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、速やかに整備すること。

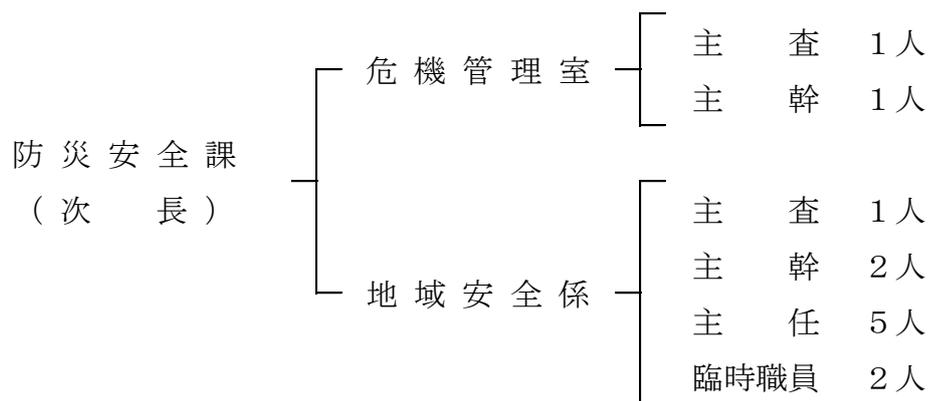
ウ 行政財産の目的外使用許可に関する事務について、関係書類を監査した結果、行政財産使用許可書において、旧淀江町における行政財産使用料の徴収方法を使用許可書に記載していたため、使用料の納付期限を誤っているものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 土地借料の支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

(3) 物品の管理事務

備品の管理事務について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しなかったため、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、速やかに整備すること。

別図 組織図



別表 平成23年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成23年10月末日現在)

歳 入 ( 単 位 ; 円 . パーセント )

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C / A	C / B
総務使用料	1,000	0	0	0	0.0	-
消防費 国庫補助金	7,469,000	0	0	0	0.0	-
総務費 県補助金	4,590,000	0	0	0	0.0	-
雑 入	17,934,000	11,981,244	11,981,244	0	66.8	100.0
消 防 債	18,600,000	0	0	0	0.0	-
合 計	48,594,000	11,981,244	11,981,244	0	24.7	100.0

歳 出 ( 単 位 ; 円 . パーセント )

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C / A	C / B
一 般 管 理 費	46,416,341	26,181,683	25,256,937	21,159,404	54.4	96.5
財 産 管 理 費	2,571,000	2,570,726	1,499,591	1,071,409	58.3	58.3
交 通 安 全 対 策 費	6,767,000	3,094,883	3,091,840	3,675,160	45.7	99.9
諸 費	12,128,000	11,047,910	2,383,425	9,744,575	19.7	21.6
労 働 諸 費	3,614,000	1,861,932	1,861,932	1,752,068	51.5	100.0
非 常 備 消 防 費	66,519,000	37,251,864	37,134,407	29,384,593	55.8	99.7
消 防 施 設 費	46,220,000	25,333,609	5,595,512	40,624,488	12.1	22.1
水 防 費	60,000	47,669	47,669	12,331	79.4	100.0
合 計	184,295,341	107,390,276	76,871,313	107,424,028	41.7	71.6